

給与水準等の地域差を反映させる仕組みについて ～介護報酬の地域区分の見直しについて～

現行制度（介護報酬の地域区分）について

1. 基本的な考え方

平成12年の制度創設時には、介護サービスの提供に要する費用を包括的に評価した介護報酬のうち、直接処遇職員の人件費に相当する部分について、国家公務員の調整手当の級地区分を基本として地域区分を設け、地域差の勘案を行った。

2. 現行の介護報酬における地域区分

- 基本の報酬単価10円に対して地域区分、サービス種類ごとに割り増しがされる。
- 特別区、特甲地、甲地、乙地、その他の地域の5つの区分分けをしている。
→ 地域区分毎の割り増し率は、特別区(12%)、特甲地(10%)、甲地(6%)、乙地(3%)である。
- 介護サービスを、「平成11年介護報酬に関する実態調査結果」に基づいて、「人件費比率60%のサービス」と「人件費比率40%のサービス」に類型化し、人件費比率に地域区分毎の割り増し率を乗じて、報酬単価を割り増ししている(次ページ参照)。

3. 現行の地域差を勘案している費用についての考え方

介護サービスに要する費用を大別すると、人件費、物件費(備品類等)、土地代・減価償却費があるが、現行の地域区分では、直接処遇職員(介護職員、看護職員等)の人件費に相当する部分についてのみ地域差を勘案。

<地域区分と地域ごとの報酬単価>

	人件費比率60% のサービス(※)	人件費比率40% のサービス(※)	地域
特別区 12%	10.72円	10.48円	東京都23区
特甲地 10%	10.60円	10.40円	東京都(八王子市、立川市、武蔵野市等)、 神奈川県(横浜市、川崎市等)、 愛知県(名古屋市)、京都府(京都市)、 大阪府(大阪市、堺市等)、 兵庫県(神戸市、尼崎市等)
甲地 6%	10.36円	10.24円	埼玉県(さいたま市)、千葉県(千葉市)、 神奈川県(逗子市、三浦郡葉山町)、大阪府(岸和田市等)、 福岡県(福岡市)
乙地 3%	10.18円	10.12円	北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)等
その他	10円	10円	上記以外の市町村

※ サービスの種類について

○ 人件費比率60%のサービスの例

： 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護 等

○ 人件費比率40%のサービスの例

： 施設サービス、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション 等

○ なお、居宅療養管理指導、福祉用具貸与は、割増は行われず、地域にかかわらず1単位10円。

<サービス種類・地域区分別の請求事業所割合>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
介護老人福祉施設	3.3%	12.6%	2.6%	10.6%	70.8%
介護老人保健施設	2.5%	13.1%	2.7%	10.6%	71.1%
介護療養型医療施設	2.2%	8.9%	2.1%	9.6%	77.2%
認知症対応型共同生活介護	1.9%	11.2%	2.8%	12.9%	71.2%
訪問介護	7.4%	21.1%	3.9%	13.6%	54.0%
訪問入浴介護	4.2%	12.0%	2.1%	8.7%	73.0%
訪問看護(ステーション)	6.8%	18.9%	3.5%	12.9%	57.9%
通所介護	4.0%	13.1%	2.9%	12.0%	67.9%
認知症対応型通所介護	9.0%	14.0%	2.4%	13.4%	61.3%
通所リハビリテーション	2.3%	12.7%	3.2%	11.0%	70.7%
短期入所生活介護	3.1%	11.2%	2.5%	11.2%	72.0%
居宅介護支援	6.6%	17.6%	3.5%	12.2%	60.2%
福祉用具貸与	6.8%	18.6%	3.9%	12.4%	58.3%

(出典)平成19年12月審査分 介護給付費実態調査月報

<参考:国家公務員の地域別構成割合>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
人員(割合)	22.2%	16.9%	5.9%	12.9%	42.2%

(出典)平成17年国家公務員給与等実態調査 3

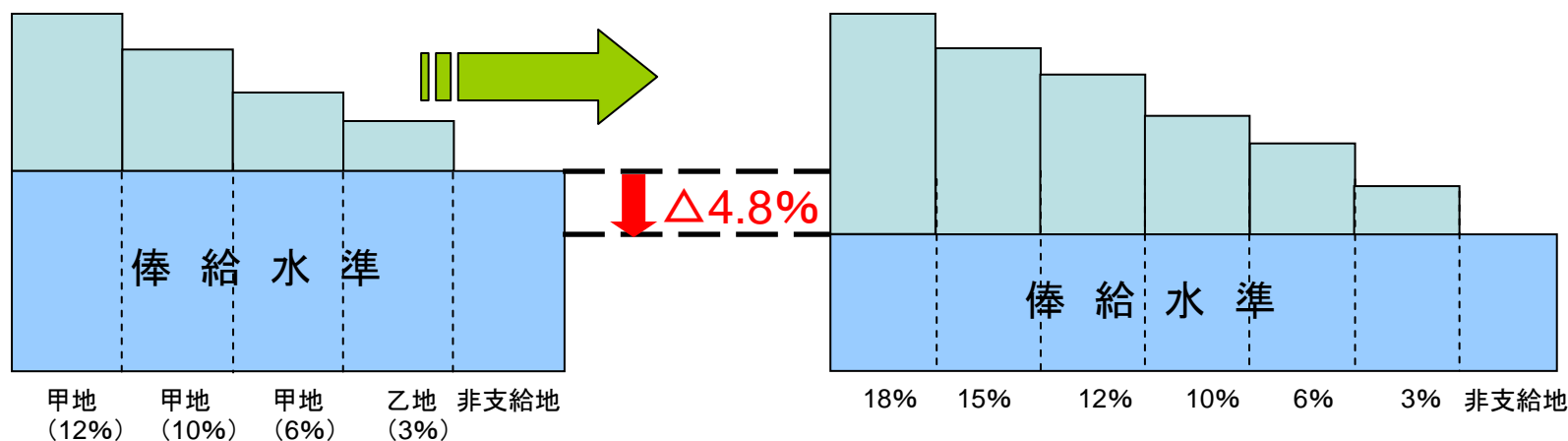
(参考) 公務員給与の地域調整について

〈公務員給与の地域調整〉

- 平成17年の人事院勧告において、民間賃金の地域差を公務員給与により反映させるため、以下の措置を講ずることとされた。
 - ① 民間賃金の低い地域を考慮して、俸給表水準を全体として平均4.8%程度引き下げる。
 - ② 民間賃金が高い地域には、3%から最高18%(現在12%)の地域手当を支給する。

【平成12年】

【平成22年4月】

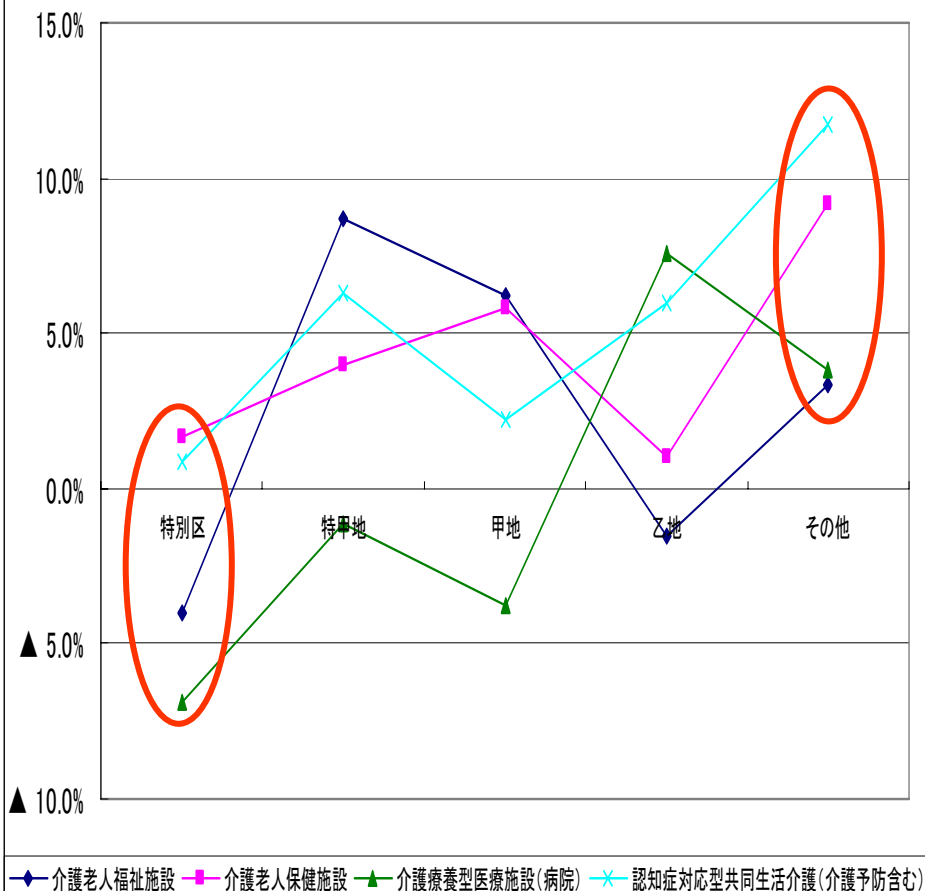


※経過措置: 人事院規則9-49(地域手当)附則第4条の規定により、適用は平成22年4月から

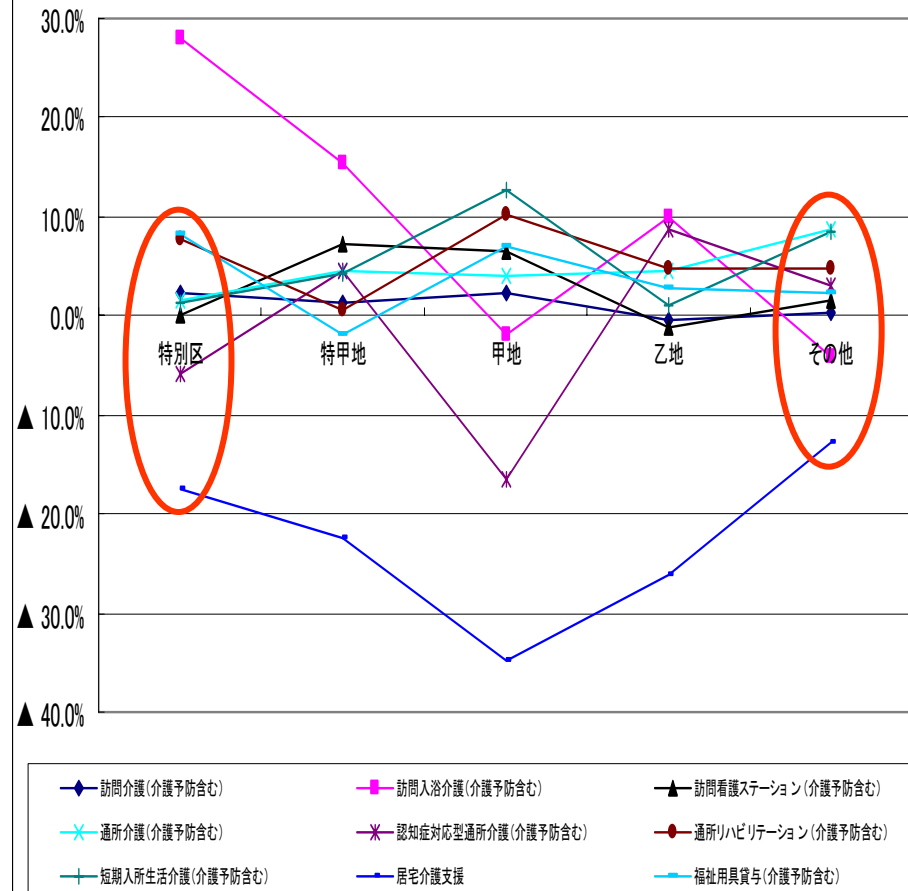
現状・課題について

(1) 介護事業経営実態調査結果によれば、地域別には、その他地域に比べて特別区において全体的に収支差率が低くなっている。

サービス別地域ごとの収支差率(施設系)

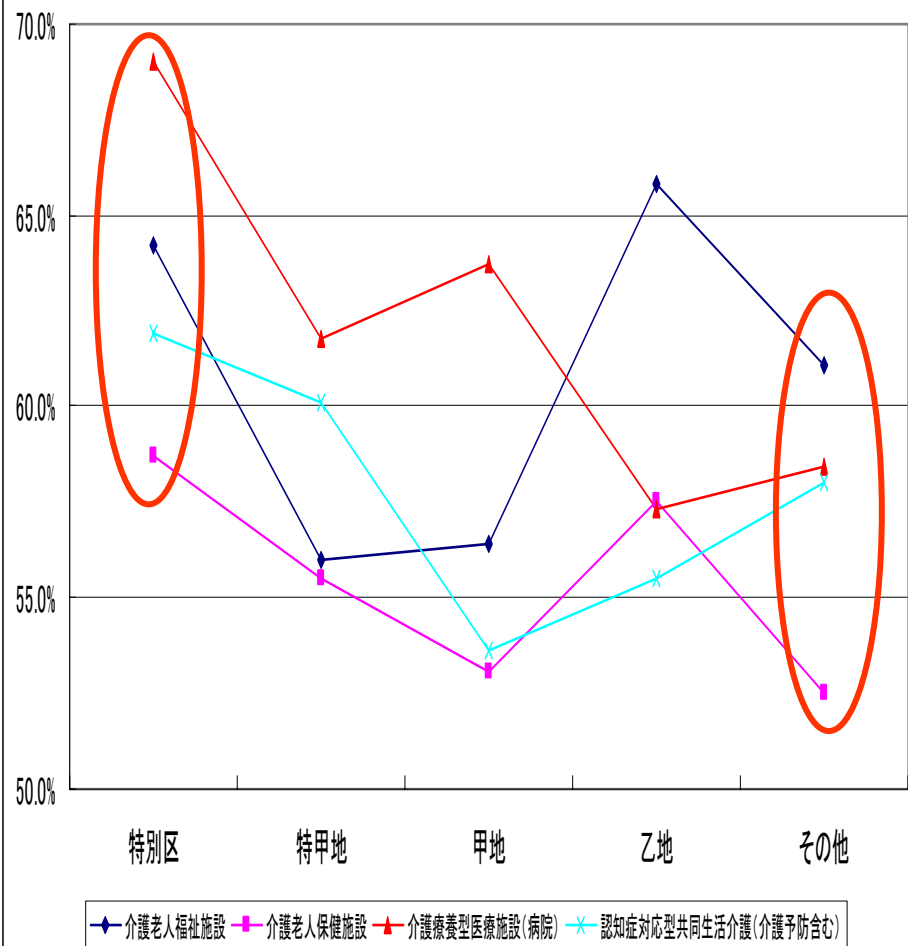


サービス別地域ごとの収支差率(居宅系)

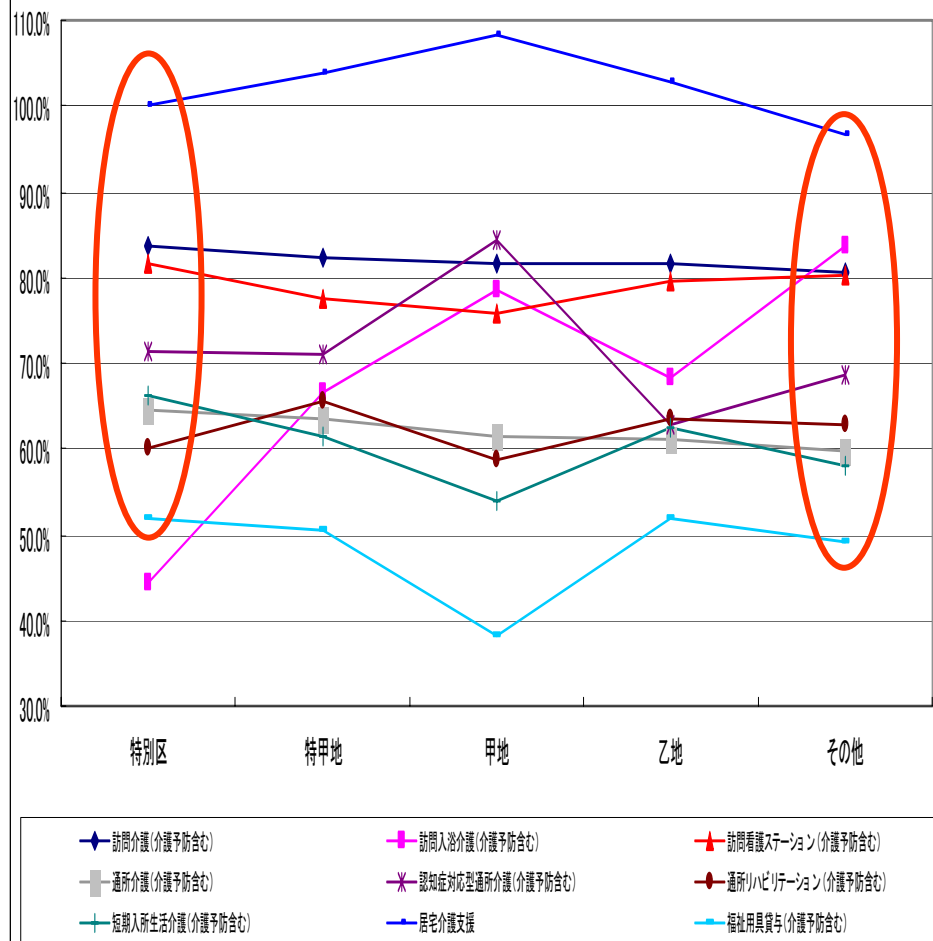


(2) 介護事業経営実態調査結果によれば、地域別には、その他地域に比べて特別区において全体的に給与費割合が高くなっている。

サービス別地域ごとの給与費割合(施設系)



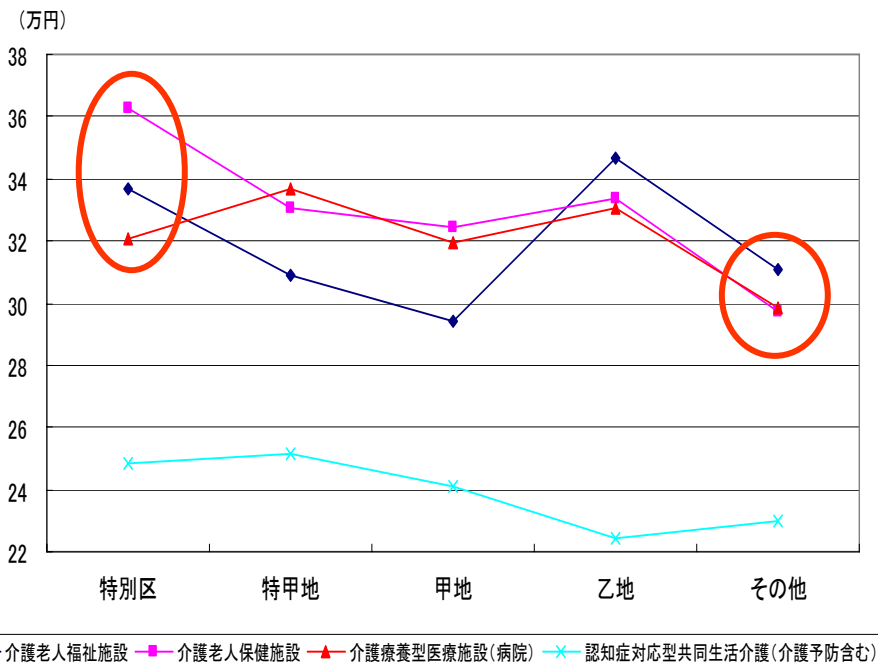
サービス別地域ごとの給与費割合(居宅系)



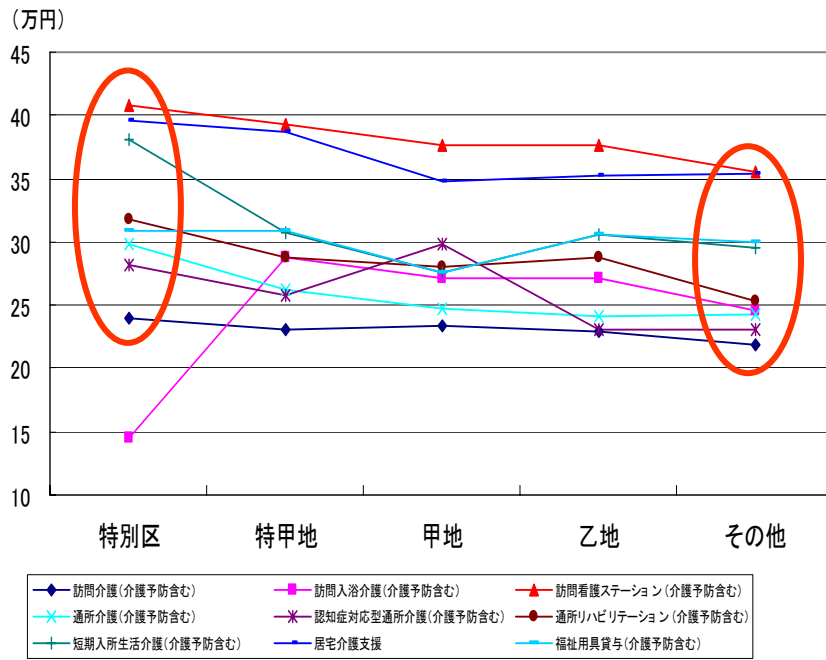
(出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

(3) また、各サービスの看護・介護職員一人当たり給与を地域別に見ると、特別区と「その他」地域とでは相当程度の差が生じている。

サービス別地域別の看護・介護職員1人あたり給与(施設系)



サービス別地域別の看護・介護職員1人あたり給与(居宅系)



注) 給与は、平成20年3月分及び平成19年度中に支払われた賞与を12で割ったものを含む。
 (出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

(4) 介護報酬の地域区分ごとの一単位の単価と介護従事者の賃金水準の地域差とに差が生じている。

(例)介護労働者の1か月の平均実賃金(月給者)

東京都:265,375円、宮崎県:185,507円 → 地域差が約1.4倍

(平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター))

これまでの指摘等の概要

- 介護サービス事業の経営の安定化・効率化と介護労働者の処遇向上を図るための今後の検討課題について【平成19年12月10日 社会保障審議会介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム】

3 今後の検討課題について

(1) 各事業に共通する事項について

③ 賃金水準について

- 介護サービスと雇用の質を確保する観点から、給与水準等の地域差を適切に反映させる仕組みを検討する必要があるのではないか。

○ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

【平成20年5月20日 参議院厚生労働委員会】

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

○ 第53回介護給付費分科会(平成20年9月18日)・ヒアリングにおける東京都からの意見

労働者の所定内給与額や消費者物価、地価・家賃の地方と東京都との差に対して、介護報酬単価の上乗せによる地域差の勘案は不十分であり、

- ・ 地域差を勘案する人件費比率の設定を引き上げ、
- ・ 賃金水準の地域差をより適正に反映し、また、
- ・ 物価水準等の地域差を新たに反映すべきである。

介護報酬の地域区分の見直しに係る論点

- (1) 地域区分の設定方法(地域割り)について
→ 現行の地域区分を踏襲するか、新たな地域割りの考え方を導入するか。
- (2) 地域差を勘案する費用の範囲について
→ 人件費のみならず、物件費や土地代等を勘案するか。
- (3) 地域差を勘案する職員の範囲について
→ 現行制度で勘案している直接処遇職員以外の職員にも拡大するか。
- (4) (1)～(3)を踏まえ、地域区分ごとの一単位の単価をどう設定するか。

1. 地域区分の設定方法(地域割り)について

- ・ 現行の地域区分を踏襲することとしてはどうか。

(理由)

- 介護報酬の地域区分については、介護保険制度創設時に国家公務員の調整手当の地域区分を参考にしつつ、調整手当の地域区分は官署所在地についてのみ設定されていたため、官署が所在しない地域については介護保険制度で独自に地域区分を設定した。
- 平成22年4月から本格的に導入される国家公務員の地域手当の地域区分についても、
 - ① 官署所在地についてのみ設定されているため、これまで同様官署が所在しない地域については独自に地域区分を設定する必要があること、
 - ② それまでの方法と比較して、一律4.8%引き下げてその上で地域調整を行っており、「その他地域」に所在する事業所が多い介護保険の事業所に対する給付に適用することが適切であるか否かについては議論があること、
から、介護報酬において国家公務員の新たな地域手当の地域区分を採用することは困難であり、現行の地域区分を踏襲することとしてはどうか。
- なお、地域差を勘案している制度としては、他に地域別の最低賃金及び生活保護があるが、
 - ・ 地域別の最低賃金は都道府県単位で設定されており、同じ都道府県内の都市部とそれ以外の地域との差が反映されないこと、
 - ・ 介護サービスの提供に要する費用の物件費については地域ごとに差が見られない(後述)が、生活保護の地域差は、地域の生活様式や物価差による生活水準の差を反映させることを目的に、個人消費支出に着目して設定されており、人件費等が多くを占める介護サービス提供の対価として介護報酬に反映し難いこと、
から、これらの制度に準じて地域区分を見直すことは適当ではない。

2. 地域差を勘案する費用の範囲について

- ・ 地域差を勘案するのは、現行どおり人件費のみとしてはどうか。

(理由)

- ① 減価償却費・土地代については、以下の点を勘案し、地域差を勘案する必要はないのではないかと。
 - ・ 減価償却費の多寡に地域毎の有意性はない。(次ページ参照)
 - ・ 土地代等が反映すると考えられる居住費は、平成17年10月に原則的に給付対象外となっている。
- ② 介護サービスの提供に要する費用の物件費については、以下の点を勘案し、地域差を勘案する必要はないのではないかと。
 - ・ 介護サービスの提供に要する物件費の多寡に地域毎の有意性はない。(次ページ参照)
 - ・ 特に、備品類は仕入れ先や仕入れ方法等によって価格が左右される。

延利用者1人当たり(訪問1回当たり)費用額(減価償却費と日用品費等(注)の合計額)

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
特養	2,542 (124)	2,205 (108)	2,087 (102)	2,252 (110)	2,049 (100)
老健	1,574 (97)	1,572 (97)	1,564 (96)	1,726 (106)	1,628 (100)
介護療養病床	2,149 (92)	1,625 (69)	2,797 (119)	2,126 (91)	2,347 (100)
訪問介護	75 (129)	51 (88)	54 (93)	61 (105)	58 (100)
訪問入浴介護	413 (217)	302 (159)	209 (110)	261 (137)	190 (100)
訪問看護	195 (88)	161 (73)	199 (90)	256 (116)	221 (100)
通所介護	886 (90)	947 (96)	962 (97)	984 (100)	987 (100)
通所リハ	821 (86)	929 (97)	892 (93)	1,078 (113)	958 (100)
短期入所 生活介護	1,762 (90)	1,986 (102)	1,710 (88)	1,742 (89)	1,953 (100)
認知症対応型 通所介護	1,073 (98)	1,180 (108)	1,223 (112)	1,002 (92)	1,094 (100)
グループ ホーム	2,035 (132)	1,440 (94)	4,054 (263)	1,958 (127)	1,540 (100)
居宅介護支援	205 (65)	216 (68)	273 (86)	319 (101)	316 (100)
福祉用具貸与 ※※	5,415 (40)	9,134 (68)	12,909 (96)	13,455 (100)	13,407 (100)

※ 単位は円。括弧内の数字は、各地域区分ごとの費用額について、「その他」地域を基準(100)とした係数を記載している。

※※ 福祉用具貸与については、実利用者数で除した数字である。

(注)日用品費等は、給食材料費、介護用品費、医薬品費、日用品費、被服費、消耗器具備品費をいう。

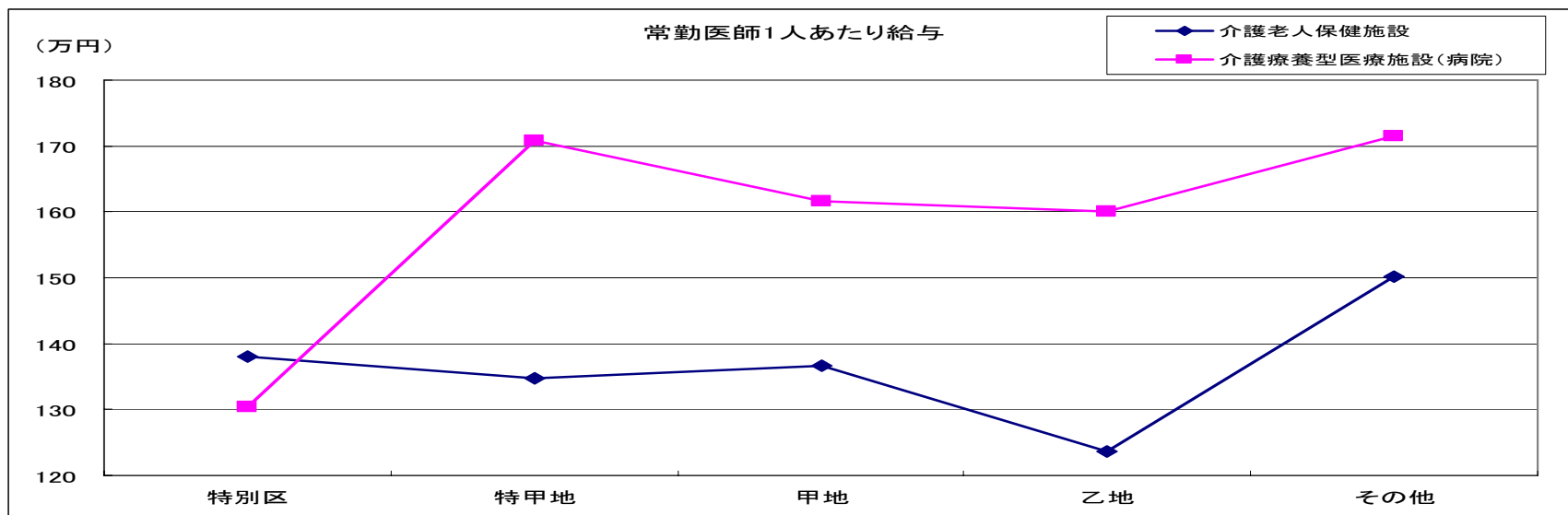
(出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

3. 地域差を勘案する職員の範囲について

- ・ 人員配置基準で1名以上又は常勤換算での配置を規定している職員(医師を除く。)についても、現行の直接処遇職員に加えて、地域差を勘案してはどうか。(配置基準については次ページ参照)

(理由)

- ・ 医師の人件費は、必ずしも都市部が高いとは限らない。
- ・ 人員配置基準において1名以上又は常勤換算による配置が規定されている職員については、事業者には職員の配置が求められ、そのための支出については、所在地域の賃金水準の影響を受ける。
- ・ 一方、基準が「実情に応じた適当数」とされている職員(例:調理員)や、基準上配置が求められていない職員(例:事務職員)については、配置する職員数や業務委託の活用等経営者の判断により、要する費用が変動する。



<主な介護サービスにおける職員の配置基準>

	訪問介護	通所介護	老人保健施設	特別養護老人ホーム
医師			常勤換算で100:1	必要数
看護・介護職員	(介護職員) 常勤換算で2.5以上	(看護職員) 1以上 (介護職員) 利用者15人までは1以上、それ以上は5:1を加えて得た数以上	(看護・介護職員) 3:1 (看護職員) 看護・介護職員の総数の7分の2程度	(看護・介護職員) 3:1 (看護職員) ・入所者30未満:常勤換算1以上 ・入所者30~50未満:常勤換算2以上 ・入所者50~130未満:常勤換算3以上 ・入所者130以上:常勤換算で3に50:1を加えて得た数以上
生活相談員		1以上		1以上
支援相談員			100:1	
栄養士			入所者100以上で1以上	1以上
機能訓練指導員		1以上		1以上
OT/PT			100:1	
介護支援専門員			1以上(100:1を標準) 増員は非常勤可	1以上(100:1を標準) 増員は非常勤可

4. 地域区分ごとの一単位の単価の設定について

① 介護サービスの類型について

- ・ (サービスごと・地域ごとの職員の人件費比率の実態を基に)介護報酬に反映させる人件費比率の類型については、再検討してはどうか。

(理由)

現行では、介護サービスの類型を人件費比率が「40%のサービス」及び「60%のサービス」の2類型に区分しているが、サービス毎の地域差を勘案する職員の人件費比率の実態をより正確に反映させることができるよう、サービス類型を再検討してはどうか。

② 報酬単価上乘せ率について

- ・ 1. のとおり、地域割りについては現行の地域区分を踏襲することとし、地域差を勘案する職員の人件費割合に乗じる上乘せ率については、地域毎の実態を基に設定してはどうか。